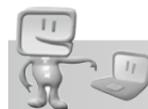


## e-Taxを利用してインターネットで申告・納税などが便利に行なえます

e-Tax（イータックス）は、次のような国税に関する各種手続きについて、インターネットなどを利用して電子的に手続きが行なえるシステムです。税務署に行くことなく、自宅で申告・申請・納税などができます。

- **申告** 所得税・復興所得税、法人税、地方法人税・復興特別法人税、贈与税、消費税・地方消費税、酒税、印紙税
- **納税** 全ての国税（電子納税証明書の手数料納付を含む）
- **申請・届出など** 納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など

 **ご利用の前に準備が必要です**

### ●電子証明書などを準備

※電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要で

※個人番号カードに対応するICカードリーダーは、公的個人認証サービス共通基盤事業運用会議が運営する公的個人認証サービスポータルサイトをご確認ください。  
<http://www.jpki.go.jp/>

### ●e-Taxソフトやe-Tax（WEB版）などで電子証明書などの初期登録をする

e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。  
e-Taxソフト（WEB版）、ソフトのダウンロードやパソコンへのインストールをせず、ウェブ上での入力により申請・帳票表示ができます。

### ●利用者識別番号などを取得

e-Taxホームページからオンラインで開始届出書を提出すれば、即時に発行（通知）されます。

利用開始の手続、受付時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問など、詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

## 電子証明書の更新手続きはお済みですか

住民基本台帳カード（住基カード）の電子証明書の有効期限は3年です。有効期限を過ぎた場合は、電子証明書を取得した市役所などの窓口で更新手続きが必要です。

また、個人番号カードの導入により、住基カードの交付は平成27年12月末で終了し、平成28年1月から個人番号カードの発行が始まりました。個人番号カードを取得した人は、個人番号カードに電子証明書が標準的に付与されていますので、引き続き、e-Taxが利用できます。なお、カードの交付には日数がかかる場合がありますので、早めにお手続きください。

- **総務省ホームページ** <http://www.soumu.go.jp/>  
(トップ - 政策 - 地方財政 - 電子自治体 - 公的個人認証サービス)
- **公的個人認証サービスポータルサイト** <http://www.jpki.go.jp/>
- **国税庁ホームページ** <http://www.nta.go.jp>

● **問い合わせ先** 菊池税務署 ☎0968-25-2121 ※自動音声案内

電子証明書を更新した人は、e-Taxを使用する前に電子証明書の再登録が必要です



## 償却資産の申告は2月1日(月)までです

償却資産は固定資産税の中の1つで、会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などのことです。

償却資産をお持ちの事業主は、償却資産の所在する市町村長に、毎年1月1日現在の所有状況を申告することになっています。(地方税法第383条)



業種	償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用機械など
不動産(賃貸)業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、ごみ置き場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)、プレス機など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など

- 特殊自動車は固定資産税の償却資産または軽自動車として申告する必要があります。
- 耐用年数が1年未満の資産や取得価格が10万円未満の資産で、規定により損金参入されたものなどは申告の対象にはなりません。
- 太陽光発電設備(10kw以上)は、償却資産として申告する必要があります。
- 申告書類は12月に送付していますが、新しく事業を始めた場合など、必要な人には送付しますのでご連絡ください。
- 詳しくは市ホームページまたは税務課 市税班までお尋ねください。
- **提出・問い合わせ先** 税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114

## 65歳以上の人へ 介護保険認定に基づく障害者控除対象者認定書を交付します

障害者手帳を持っておらず、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人のうち、身体の障がいや認知症の状態が下表のいずれかに当てはまると市が認定した人に、所得税・住民税の申告の際に障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※平成27年12月31日を基準日として、本市に住所がある人が交付対象となります。

※すでに障害者手帳をお持ちの人は、認定書の交付を受ける必要はありません。

	障害区分	判定基準 (介護保険認定調査による)
障害者控除対象者	身体障害者(3~6級)相当	障害高齢者の日常生活自立度B1またはB2
	知的障害者(軽・中度)相当	認知症高齢者の日常生活自立度ⅢaまたはⅢb
特別障害者控除対象者	身体障害者(1・2級)相当	障害高齢者の日常生活自立度C1またはC2
	知的障害者(重度)相当	認知症高齢者の日常生活自立度ⅣまたはM

### ●手続き

- ・高齢者支援課(西合志庁舎)、市民課総合窓口(合志庁舎)、各支所に備える「障害者控除対象者認定書交付申請書」を各窓口へ提出してください。申請書は市ホームページにも掲載しています。
- ・申請は本人と家族に限ります。本人の介護保険証と認め印、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)をお持ちください。

### ●注意事項

- ① 認定書は**1月13日(水)から**交付します。申請後その場で交付しますが、事情により後日交付する場合があります。
- ② この認定書は**平成27年分の申告に限り有効**です。
- ③ この認定書は障がい者としてのサービスが受けられる証明書ではありません。

### ●問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109